

国立市保育審議会答申

平成 26 年 10 月 28 日

平成26年7月16日付国子児発第133号により貴職から諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記の結論を得たので、ここに答申する。

記

1 答申本文

本審議会では、審議により得られた結論に基づき、以下のとおり提案する。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額について

現在の保育料から就園奨励費を減額した実質負担額に大きな違いがないことから、別紙1の表のとおりとする。

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額について

① 保育標準時間の利用者負担額については、国の示した住民税ベースでの利用者負担額の算定にした場合、全体842人のうち337人が平均月額1,483円の増額となってしまうことが想定されることなどを鑑み、所得税ベースで現在の保育所の保育料と変わらない基準をもって算定していくこととする。については別紙2の表のとおりとする。

② 保育短時間の利用者負担額については、短時間保育利用者の利用者負担額は、標準時間保育(11時間)と比較して短時間保育(8時間)であっても必要な経費に大きな違いは生じないであろうことから、国が示した標準保育時間からマイナス1.7%の額が妥当であると考え。については国の基準に従い別紙3の表のとおりとする。

(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する延長保育料について

公立保育所の短時間保育利用者の延長保育料は、現在の制度との均衡を図るため、午前7時15分から午前8時30分までの間及び午後4時30分から午後6時15分までの間のそれぞれの時間帯を利用した場合について、延長料金を児童一人につき利用額を500円とする。また、午後6時15分から午後7時15分までの間の延長料金については従前のとおり利用額を500円とし、別紙4のとおりとする。なお、私立保育所の短時間保育利用者の延長保育料については、従前どおり各私立保育所でそれぞれ設定することとする。

(4) その他

今回の保育審議会においては、平成27年度に向けた新制度への移行に伴う利用者負担額の検討であるが、少子化が進んでいる現状にあっては、できる限り子育て世帯を支援すべき状況であることを踏まえ、保護者への負担増とならないよう考慮し審議を行った。その結果、2号認定・3号認定子どもにかかる利用者負担額については、住民税を基準とした利用者負担額について審議を行ったが、多子軽減等の考慮を行う方策がいまだ確立できないことから、今回は従前どおりの所得税を基準とした利用者負担額とした。したがって今後適正な応能負担を資するために更なる審議を進めることを要望する。

2 諮問の内容

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立した。これにより、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という)本格的に施行されることが予定されており、新制度のもとでは、小学校就学前子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する又は家庭的保育事業所・小規模保育事業所を利用する場合、その保護者に対して施設型給付費・地域型保育給付費が、支給されることとなった。市は、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子ども、保育認定を受けた満3歳以上子ども(2号認定)、保育認定をうけた満3歳未満子ども(3号認定)ごとに、その施設型給付費の利用者負担額を設定する必要が生じてきた。このことから、「子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に定める幼稚園・保育所等の利用者負担額について」答申を求めるのが、本審議会への諮問の要旨である。

3 審議経過

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額について

① 審議の内容

(ア)利用者負担額の設定の視点

子ども・子育て新制度移行に伴い、国の示した水準をベースに、新制度に移行する幼稚園の利用者負担額を市が定める必要がある。私立幼稚園は、これまでは各園により設定されている。また、新制度では、所得に応じた階層別の利用者負担額となる。

(イ)利用者負担額設定の条件

新制度においては、市内で教育標準時間認定を受けて幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となる。

新制度における利用者負担の水準は、現行の入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均(私立幼稚園は年額 308,000 円、月当たり 25,700 円)と就園奨励費事業の国の補助基準(保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定)を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担分額」をベースに設定している。

各私立幼稚園では、各園の独自教育にかかる費用等を保護者に説明した上で、「上乘せ」として徴収することとなる。

② 利用者負担額に関する検討

幼稚園の利用者負担額については、国が示した利用者負担額について検討を行った。検討の結果、国が示した利用者負担額と現在の幼稚園等補助金を給付された世帯の負担額を比較した結果、世帯負担の差が少ないことから、別紙1のとおり国の基準で示されている利用者負担額が望ましいとの結論に至った。

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額の算定方法

① 審議の内容

(ア) 利用者負担額設定の視点

新制度移行に伴い、国の示した水準をベースに市が利用者負担額を定める必要がある。現行の階層別の利用者負担額から移行にするにあたり、現行の保育料からの変更があるか、ないか。また、変更する要素があるか検討する。

(イ) 利用者負担額設定の条件

新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされている。国が定める水準を限度額として、市が定めるとされている。国の定める利用者負担額水準は、所得税ベースで算出されているが、新制度においては住民税ベースでの算出となる。

(ウ) 保育所利用者負担額(2号認定・3号認定)の算定とその問題点について

国より提出された移行表は、所得税ベースから住民税ベースへ、一定のモデル試算をベースに再計算し設定している。ところが、これをベースに市の階層にあてはめ利用者負担額を計算したところ、各階層が上下し、利用者負担額の設定が変わることが判明した。

② 原因について

(ア) 原因1

国の算定したモデルケースが4人家族 父・母(収入はあるが非課税)、子ども2人となっている。

現行の保育料の算定においては、所得税を基に平成23年度から廃止された年少扶養控除等を適用しており、母・子2人の3人分の控除額38万円×3=1,140,000円が控除される。しかし、住民税では配偶者控除はあるが、子ども手当が創設されてから年少扶養控除が廃止されているため、住民税の控除額330,000円×2人=660,000円が適用されない。そのことを加味したうえで、利用者負担額の階層が定められている。したがって、3人以上子どもがいる場合は、ほとんどの人の利用者負担額が高くなり、子どもが1人の場合には利用者負担額が下がる。

(イ)原因2

個々が加入している生命保険等により、控除額が所得税と住民税と異なることも若干の変動要素となっており、国が示している階層が8階層となっているのに対して、国立市は25階層と細分化していることとあいまって、所得税ベースの計算から住民税ベースに計算を変更したときに生じる税額の差額が、細かく設定した階層の際の部分で、上位の階層に上がってしまったことが考えられる。

(ウ)原因3

所得税と住民税の税率の違いがあり、所得税は累進課税であるのに対し、住民税は一律であるため、世帯の所得の構成によって、所得税の額と住民税の額は変わってくるが、国のモデルケースは、1パターンのみのため、共働き世帯の方が、税率の影響を受けやすくなっている。

③ 試算の検討

保育所(2号認定・3号認定)の利用者負担額については、国の方針に従い、利用者負担額の算定方法が所得税ベースから住民税ベースに変更した場合に現行の保育料と変更後の利用者負担額についての影響額等を検証し、今回の制度変更による保護者負担額の差額(かい離)をなるべく生じないようにするために、どのように方法があるのかについて検討し、下記の試算が審議された。

制度変更により影響額について検討した試算について

試算	内容	影響人数	影響額	検討内容(委員の意見/未集約)
試算当初	国の基準に従い、現在の所得税の表を住民税ベースに移行した場合	全体 842 人 利用者負担額が上がる人:337人 利用者負担額が下がる人:196人	保護者の負担額 約 600 万円/年 増額	応能負担といいながら収入に変化がないのに、利用者負担額が上昇し、保護者のみに負担がかかる。利用者負担額の増額を減らす方策を考えていきたい。
試算1	階層を下げることで、利用者負担額の増減がないようにした場合	利用者負担額が上がる人:0人	市の負担額 約 4,000 万円/年	保護者については負担の変化がないが、毎年4,000万円の市の負担増については踏み切れないものがある。市民全体に対して説明がつかない。
試算2	各階層の利用者負担額を減額した場合	利用者負担額が上がる人:307人 一人当たりの負担額 2,432 円/月額	市の負担額 約 1,400 万円/年 (再計算結果による金額訂正)	当初は一人あたり3,800円程度の負担から2,400円程度になったのはよい。しかしまだ保護者の負担があるのでもう少し下がるとよい。

試算3	第2子分の利用者負担額は半額となっているが、さらに一律2,000円程度引き下げる	第2子児童192人	市の負担額 約400万円/年	少子化が問題視されている中で年少扶養控除が加味されなくなったことによる多子軽減を手厚くするのはよい。
-----	--	-----------	-------------------	--

上記試算2と3を加えた試算

試算	内容	影響人数	影響額
試算4	各階層の利用者負担額を減額し、かつ、第2子の利用者負担額は半額から一律2,000円引き下げる。	利用者負担額が上がる人： 246人 一人当たりの上昇金額： 1,929円/月額	市の負担額 約2,000万円/年額

現行保育料の算定方法と同じく所得税ベースで計算する試算。

試算	内容	影響人数	影響額
試算5	従前どおり所得税ベースで計算して階層を判定する。	利用者負担額に影響が出る人はいない。	市の負担額 約600万円(年額)に加えて 事務量が増える。(例年に加えて新制度事務があるため)

上記試算を検討した結果、国立市における2号認定・3号認定子どもの利用者負担額について、当審議会としては住民税ベースに移行した場合の影響額が、試算4では一人当たり月額1,929円であっても、多子家庭に対する負担増については到底見過ごすことはできず、少子化対策として子育てを支援すべき状況を踏まえて別紙2のとおり、所得税ベースで現在の保育所の保育料と変わらない基準をもって算定していくことが望ましいとの結論に達した。

(3) 短時間利用における利用者負担額(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子ども)について

① 審議の内容

今回新たに短時間(8時間)保育について国が示しており、就労時間の短い世帯については、保育時間を短くすることで、利用者負担額についても長時間(11時間)に対して低い金額を設定することとなる。その金額について検討する。

② 短時間保育の利用者負担額に関する検討

保育所(2号認定・3号認定)の利用者負担額については、国から示されている金額(率)があるが、これについて適正かどうかを検討した。その結果、標準時間保育(11時間)と比較して短時間保育(8時間)であっても必要な経費に大きな違いは生じないであろうことから、別紙3のとおり、国の基準で示されている利用者負担額(率)は長時間保育の保育料に対してマイナス1.7%が妥当であるとの結論に至った。

(4) 短時間利用者(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子ども)における延長保育料について

① 審議の内容

短時間利用者が保育所を利用する場合、通常開園時間となる時間帯において、短時間利用者負担額を設定しているが、その時間帯を超えて利用した場合は延長保育料として、別途保育料を負担することとなる。今回の制度改正に伴い、公立保育所において延長保育料の料金設定について審議する。

② 延長保育料に関する検討

短時間保育を認定された就学前子どもにおける延長保育料については、現行制度と新制度との均衡が図ることを前提として検討した。その結果、別紙4のとおり、通常開園時間前の午前7時15分から午前8時30分まで及び通常開園時間終了の午後4時30分から午後6時15分までにおける延長保育料については各時間帯を利用するにあたり1回利用する毎に、児童一人あたり500円の利用料を負担することが望ましいという結論に至った。

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額

(単位:円)

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額
住民税等による定義		
	生活保護法による被保護世帯及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
	住民税非課税世帯又は 市民税所得割額非課税世帯	9,100 (4,500)
階層	第1 所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	16,100 (8,000)
	2 77,101 円から 211,200 円以下	20,500 (10,200)
	3 211,201 円以上	25,700 (12,800)

()は小学校3年生までの兄弟がいる場合、第2子の利用者負担額となる。

また、施設等利用中第3子以降は無料となる。

住民税から利用者負担額を算出することとする。

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額（標準時間）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
階層	市民税等による定義		法第19条第1項第3号 子ども(満3歳未満)	法第19条第1項第2号 子ども(満3歳児以上)	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額 のみの世帯	3,100 (1,500)	2,000 (1,000)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が 7,000円未満の世帯	4,000 (2,000)	2,500 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が 7,000円以上の世帯	4,700 (2,300)	3,100 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満 の世帯	7,400 (3,700)	5,200 (2,600)
		2	2,000円～10,000円未満	9,300 (4,600)	6,400 (3,200)
		3	10,000円～19,000円未満	11,000 (5,500)	7,300 (3,600)
		4	19,000円～29,000円未満	14,900 (7,400)	8,500 (4,200)
		5	29,000円～39,000円未満	18,000 (9,000)	9,900 (4,900)
		6	39,000円～57,000円未満	20,700 (10,300)	11,100 (5,500)
		7	57,000円～76,000円未満	27,200 (13,600)	12,100 (6,000)
		8	76,000円～95,000円未満	29,800 (14,900)	13,400 (6,700)
		9	95,000円～121,000円未満	33,200 (16,600)	14,500 (7,200)
		10	121,000円～149,000円未満	35,800 (17,900)	16,000 (8,000)
		11	149,000円～177,000円未満	37,400 (18,700)	17,800 (8,900)
		12	177,000円～205,000円未満	40,100 (20,000)	19,100 (9,500)
		13	205,000円～233,000円未満	42,500 (21,200)	20,700 (10,300)
		14	233,000円～267,000円未満	45,000 (22,500)	22,100 (11,000)
		15	267,000円～304,000円未満	47,300 (23,600)	23,300 (11,600)
		16	304,000円～348,000円未満	49,000 (24,500)	24,200 (12,100)
		17	348,000円～417,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		18	417,000円～492,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		19	492,000円～604,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		20	604,000円～	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)

() は保育施設等利用中第2子の利用者負担額となる。

保育施設等利用中第3子以降は無料となる。

所得税から保育料を算出することとする。(従前の計算のとおり)

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額（短時間）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
階層	市民税等による定義		法第19条第1項第3号子ども（満3歳未満）	法第19条第1項第2号子ども（満3歳児以上）	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ の世帯	3,000 (1,500)	1,900 (900)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未満の世帯	3,900 (1,900)	2,400 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以上の世帯	4,600 (2,300)	3,000 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満の世帯	7,200 (3,600)	5,100 (2,500)
		2	2,000円～10,000円未満	9,100 (4,500)	6,200 (3,100)
		3	10,000円～19,000円未満	10,800 (5,400)	7,100 (3,500)
		4	19,000円～29,000円未満	14,600 (7,300)	8,300 (4,100)
		5	29,000円～39,000円未満	17,600 (8,800)	9,700 (4,800)
		6	39,000円～57,000円未満	20,300 (10,100)	10,900 (5,400)
		7	57,000円～76,000円未満	26,700 (13,300)	11,800 (5,900)
		8	76,000円～95,000円未満	29,200 (14,600)	13,100 (6,500)
		9	95,000円～121,000円未満	32,600 (16,300)	14,200 (7,100)
		10	121,000円～149,000円未満	35,100 (17,500)	15,700 (7,800)
		11	149,000円～177,000円未満	36,700 (18,300)	17,400 (8,700)
		12	177,000円～205,000円未満	39,400 (19,700)	18,700 (9,300)
		13	205,000円～233,000円未満	41,700 (20,800)	20,300 (10,100)
		14	233,000円～267,000円未満	44,200 (22,100)	21,700 (10,800)
		15	267,000円～304,000円未満	46,400 (23,200)	22,900 (11,400)
		16	304,000円～348,000円未満	48,100 (24,000)	23,700 (11,800)
		17	348,000円～417,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		18	417,000円～492,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		19	492,000円～604,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		20	604,000円～	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)

（ ）は保育施設等利用中第2子の利用者負担額となる。

保育施設等利用中第3子以降は無料となる。

所得税から保育料を算出することとする。（従前の計算のとおり）

短時間利用者(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子ども)における延長保育料について

時 間 帯	負 担 料 金
午前7時15分から午前8時30分まで	児童一人につき1回500円
午後4時30分から午後6時15分まで	児童一人につき1回500円
午後6時15分から午後7時15分まで	児童一人につき1回500円